

# 令和5年度指定管理業務に関する事業報告書（地域包括支援センター）

センター名 日ノ岡地域包括支援センター

## 1 施設の管理運営

【開所日及び開所時間帯】 月～土曜日（サービス向上のため、日曜日及び12/31～1/3の4日間以外は祝祭日も開所） 営業時間：8：30～17：30 夜間やセンター閉所日も母体施設の相談員との情報の共有を図り、 携帯電話にて専従職員と連絡を取れる体制を構築してきました。 【事業実施地域】 山科区 鏡山学区、陵ヶ岡学区
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

## 2 事業実施内容

1 老人福祉法第20条7の2第1項に規定する老人介護支援センターとして実施する事業 ・ 地域の高齢者の福祉に関する各般の問題につき、高齢者、その者を現に養護する者、地域住民 その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う。 ・ 居宅において介護を受ける高齢者又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事 業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他高齢者の福祉を増進することを目的と する事業を行う者等との連絡調整を行う。 ・ 居宅において介護を受ける高齢者の状況把握、高齢者福祉等に関する情報提供並びに相談対応 及び指導を行う。 2 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業 3 介護保険法第115条の第46第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う場 合の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） 4 介護保険法第115条の45第2項の各号に規定する次の事業 ・ 介護予防ケアマネジメント事業 ・ 総合相談支援事業 ・ 権利擁護事業 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント事業 ・ 認知症の人やその家族等に対する支援体制の強化構築 ・ 地域における在宅医療、介護連携拠点の活用と協働
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容
(参考) 自主事業内容

## 3 サービス提供状況

センター長1名（主任介護支援専門人と兼務） 管理者兼主任介護支援専門員1名、保健師1名、社 会福祉士2名 介護支援専門員2名
(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

## 4 市内中小企業への発注に対する考え方

コロナ禍以前に開催していた健康長寿サロンで来場者に提供した昼食や菓子類の多くは地域の就 労支援事業所に発注し、地域振興の一環として来ました。
---

## 5 施設の利用状況(施設の稼働率, 利用者数, 事業参加者数など)

(1) 介護予防支援給付対象者数（実績値）

人

(2) 相談延べ件数（実績値）

件

### (3) 収支実績

#### ア 令和5年度収入状況（単位：円）

委託料	30,805,792
介護保険収入	16,545,486
その他	227,959
収入計	47,579,237

#### イ 令和5年度支出状況（単位：円）

人件費	38,485,409
事業費	3,453,976
委託費	3,174,996
小額修繕費	0
その他	1,121,757
支出計	46,236,138

## 6 施設の利用者満足度の把握

### (1) 利用者満足度の把握状況

包括的支援事業については顧客満足度という視点では取組の達成度が判断できないと考え、利用者を対象とした満足度調査は実施してません。ただし、民生委員・老人福祉員に対しては毎年度、困りごとや、当センターの事業活動における満足度の聞き取り調査を行っております。

### (2) 利用者満足度把握の結果

民生委員・老人福祉員から聞き取ったアンケートにおいて当センターの対応について概ね、「よくやってくれている」と評価をいただいておりますが、一方で、「利用者の入所等について、遅滞なく情報提供をしてくれない」という苦情もありました。

### (3) 意見等への主な対応状況

地域課題について意見については、Ⅱ学区地域ケア会議 Ⅲ圏域地域ケア会議において 参加者で共有し、解決に向けて、協議をしています。

## 7 その他特記事項

### (1)

かぎ預かり事業：単身高齢者の孤独死を防ぎ、地域に単身高齢者宅の自然な見守りの気運を高めていく手段として令和元年度より引き続き実施しています。また昨年度からは、「キーボックスの貸出事業」も開始し、鍵を預けることに不安がある人に対しては、選択できるようにし、細やかなニーズに対応できるようにしています。

### (2)

昨年度完成した業務継続計画については、発災時に地域の事業所とも協働して遅滞なく利用者の安否確認ができるよう、連携方法を明記して立案し、年度の早い時期に地域の事業所に公表し、それぞれの事業所で業務継続計画を立案する際のプロットに役立ててもらえるようデジタルデータで情報提供をしました。

## 8 評価（指定管理者自己評価）

相談件数、介護予防給付対象者数とも昨年度とほぼ同程度の件数で推移しました。地域ケア会議の開催の実績として、Ⅰ個別ケア会議は8回 Ⅱ学区ケア会議は各学区で3回ずつ、計6回 Ⅲ圏域ケア会議については2回開催し、規定回数の開催を達成できました。また、毎月センターの広報誌を発行し、行事予定を地域にしたり、介護予防の啓発、消費者被害への注意喚起など図ってきました。昨年度は年度初頭に法人内他部署の急な欠員等の事情により、センターの専従職員を異動し、その後すぐに補充ができなかったことから、しばらく欠員が解消せず、さらにその後2名を紹介会社経由で採用したことから紹介料が高額になりましたが、収支はプラスで確定することができました。市民に広く開かれた総合相談窓口として、その公的な役割と社会的責任を果たすため、介護保険法、老人福祉法、障害者差別解消法等の各法の理念を遵守し、とりわけ公共性の高さを鑑み、障害を理由とするサービス提供の拒否や、合理的配慮を図る必要性について、職員一人ひとりが意識したうえで、専門性及び資質の向上を図ってきました。